

## インフレスライド条項の適用について

### 1 インフレスライド条項（工事請負契約約款第25条第6項）

「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったとき」に、契約金額の変更を請求することができる措置。基準日以降の残工期が2月以上ある工事を対象に、残工事の資材・賃金の増減分に適用。（残工事費の1%は受注者負担）

通常合理的な範囲を超える予見できない価格の変動について、発注者と受注者で協議し、その負担を分担しようとする考え方に基づくもので、再スライド（再請求）も可能。

### 2 インフレスライド条項適用の背景

令和6年3月から適用する東京都の公共工事設計労務単価が、対前年比で約5.7%の上昇となった。前回（令和5年4月1日）のインフレスライド適用時から、引き続き大きな変動が生じており、現在の契約金額では適切な工事の履行が困難な案件が発生している。

### 3 適用の対象となる工事

本区では、令和6年3月1日以降に契約を締結した工事案件については、公共工事の設計労務単価を改定し、新労務単価で予定価格を設定している。

そのため、今回、適用の対象となる工事は、令和6年2月29日以前に契約済みで、かつ、残工期が基準日（令和6年4月1日）より2月以上ある工事とする。

### 4 適用する工事（予定）

6件（詳細は次頁参照）

### 5 今後の予定

令和6年第3回定例会 補正予算案提出

令和6年第4回定例会 変更契約議案提出又は専決処分報告

\*適用する工事（予定）

	件名	契約日	工期終期	基準日における 契約金額	再スライド
1	（仮称）竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築工事	令和4年 10月26日	令和6年 12月25日	4,788,561,438円	○
2	（仮称）竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築電気設備工事	令和4年 10月27日	令和6年 12月25日	1,048,706,617円	○
3	（仮称）竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築空調設備工事	令和4年 11月2日	令和6年 12月25日	1,012,099,770円	○
4	（仮称）竜泉二丁目福祉施設及び地域施設新築給排水設備工事	令和4年 10月26日	令和6年 12月25日	980,351,064円	○
5	下町風俗資料館大規模改修工事	令和5年 6月30日	令和6年 8月30日	340,780,000円	
6	道路改良工事（05-20）	令和6年 2月7日	令和6年 12月2日	131,340,000円	